国会のしくみと仕事２

<国会の仕事>

法律の制定

法律は①［　　］または②［　　］によって、どちらかの議院に提出される。②提出の法律案を特に③［　　］という。

＊②成立の法律案の提出割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い傾向にある。

国会に提出された法律案は、④［　　］の前にまず専門の⑤［　　］で審議（しんぎ）される。⑤では必要に応じて、専門家や国民の意見を聞くために

⑥［　　］が開かれることがある。

その後④に移されて審議（しんぎ）・議決（ぎけつ）が行われる。

④や⑤で法律案が可決（かけつ）されるには、出席議員の⑦［　　］の賛成が必要である。可決されれば他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議員と同様に可決（かけつ）されれば法律となり⑧［　　］によって公布（こうふ）される。

法律が出来るまでの流れ

＊A～D にあてはまる語句を書きなさい

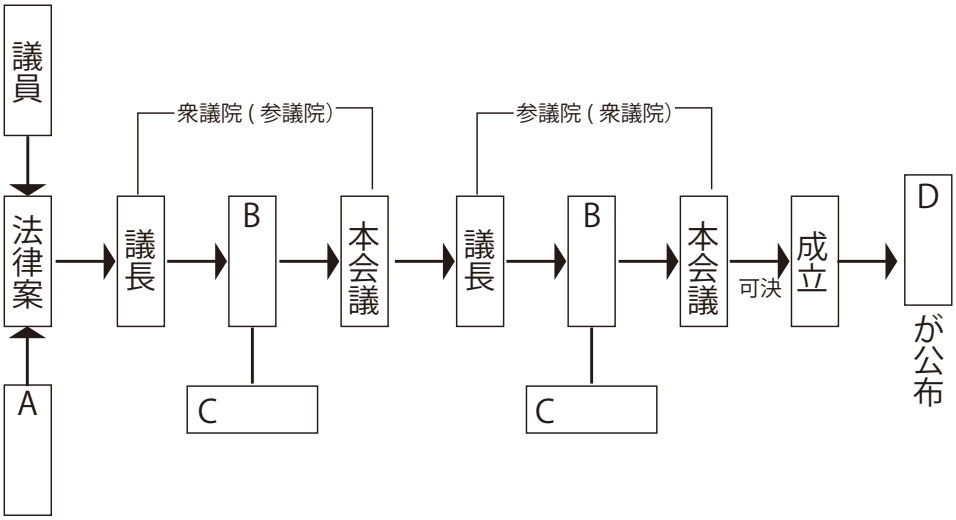

国会のその他の仕事

政府は、毎年どの程度税金などの収入があり、それをどのように使うかという見積もりを立てる。これを①[　　]という。①を提出するのは②[　　]のみである。

①の原案は③[　　]省が作成し、②が国会に予算を提出する。

①の審議・議決はまず④[　　]で行われる。④で可決した①案が

⑤[　　]で否決(ひけつ)された場合に、両者の代表者によって⑥[　　]が開かれる。

⑥を開いても意見が一致しないとき、または衆議院が可決(かけつ)した法案を参議院が⑦[　]日以内に議決しないときは⑧[　　]の議決が国会の議決となる。

⑨[　　]の指名も国会の重要な仕事である。国会は、⑩[　　]の中から議決によって⑨を指名する。

衆議院と参議院で異なる人を指名して両院協議会でも意見がまとまらなかった場合は⑪[　　]の議決が優先する。

その他の国会の仕事

⑫[　　]改正の発議(はつぎ)　各議員の総議員の３分の２以上の賛成が必要

⑬[　　]の設置　裁判官をやめさせるかどうか決める

⑭ [　　]権　国会が内閣などの仕事をチェックする。証人を呼んだり記録を提出させることができる。

決算の承認(しょうにん)　　内閣が予算を正しく使ったか確認して承認する。

条約(じょうやく)の承認(しょうにん)　内閣が外国と結んだ取り決めを承認する。

衆議院の優越

衆議院が優越(ゆうえつ)する場合

議決事項	議決結果	衆議院の優越
法律案の議決	参議院が衆議院と異なった議決をしたとき。衆議院が可決(かけつ)した法案を参議院が①[　]日以内に議決しない。	衆議院で出席議院の②[　　]以上の賛成で再可決。
予算の③[　　]	予算は先に衆議院で審議される。	
予算の議決 ④[　　]の承認	参議院が衆議院と異なった議決をし、⑤[　　]で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が可決した予算等を参議院が⑥[　]日以内に議決しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
⑦[　　]の指名(しめい)	衆参両院で異なった指名をした場合、⑤で話し合っても意見が一致しない時。衆議院が指名の議決をした後⑧[　]日以内に参議院で指名しない時。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
⑨[　　]不信任(ふしんにん)決議	⑨の不信任案の決議は衆議院のみに認められる。	

衆議院と参議院が対等である場合

- ⑩[　　]の発議
- ⑪[　　]権
- 裁判官の⑫[　　]裁判
- 決算の承認

解　　答

＊表記法は教科書で確認してください。

法律の制定

① 内閣　② 国会議員　③ 議員立法（ぎいんりっぽう）　④ 本会議　⑤ 委員会　⑥ 公聴会（こうちょうかい）

⑦ 過半数（かはんすう）　⑧ 天皇

A 内閣　B 委員会　C 公聴会　D 天皇

国会のその他の仕事

① 予算　② 内閣　③ 財務（ざいむ）　④ 衆議院　⑤ 参議院　⑥ 両院協議会（りょういんきょうぎかい）　⑦ 30

⑧ 衆議院　⑨ 内閣総理大臣（ないかくそうりだいじん）　⑩ 国会議員　⑪衆議院　⑫憲法　⑬ 弾劾裁判所（だんがいさいばんしょ）

⑭ 国政調査権

衆議院の優越

① 60 ② 3分の2　③ 先議（せんぎ）　④ 条約　⑤ 両院協議会　⑥ 30 ⑦ 内閣総理大臣

⑧ 10 ⑨ 内閣　⑩ 憲法改正　⑪ 国勢調査　⑫ 弾劾